

令和5年第2回

森 町 議 会 会 議 録

10月会議

令和5年第2回森町議会10月会議会議録 (第1日目)

令和5年10月27日(金)

開議 午前10時00分

休会 午前10時52分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 議案第 1号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2号 町長等の給与の特例に関する条例制定について
- 6 議案第 3号 令和5年度森町一般会計補正予算(第7号)

○出席議員(14名)

議長 14番 木村俊広君	副議長 1番 伊藤昇君
2番 河野文彦君	3番 高橋邦雄君
4番 河野淳君	5番 山田誠君
6番 野口周治君	7番 斉藤優香君
8番 千葉圭一君	9番 佐々木修君
10番 加藤進君	11番 山本裕子君
12番 東隆一君	13番 松田兼宗君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	岡嶋康輔君
副町長	長瀬賢一君
会計管理者兼 出納室長	東谷美佐子君
監査委員	釣隆吉君
総務課長	濱野尚史君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	東克宏君
税務課長	柏渕茂君

農林課長兼 農業委員会事務局長	寺	澤	英	樹	君
農林課技術長	濱	野	真	行	君
農林課参事	佐	藤		司	君
商工労働観光課長	奥	山	太	崇	君
砂原支所長兼 地域振興課長	落	合	浩	昭	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	小	田	桐	克	幸	君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	関			孝	憲	君
庶務係	喜	田	和	子	君	
総務係	水	嶋	篤	市	君	
財政係	村	井		涉	君	
行革DX推進係	水	口	祐	太	君	

○会議に付した事件

- 1 議案第 1号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2号 町長等の給与の特例に関する条例制定について
- 3 議案第 3号 令和5年度森町一般会計補正予算（第7号）

◎開議の宣告

○議長（木村俊広君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和5年第2回森町議会10月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第2項の規定により、10月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者をはじめ皆様にお願ひがございます。議場における携帯電話の音は、本会議の妨げとなります。マナーモードに設定するか、電源を切っていただくようご協力願ひます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村俊広君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席13番、松田兼宗君、議席1番、伊藤昇君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（木村俊広君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日程ですが、本日1日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（木村俊広君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（木村俊広君） 日程第4、議案第1号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長（寺澤英樹君） それでは、議案第1号の森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

裏面をお開きいただきたいと思ひます。あわせて、資料ナンバー1の説明資料及び2ページ目、3ページ目の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照いただきたいと思ひま

す。

それでは、説明資料を御覧いただきたいと思います。ご説明いたします。提案理由でございますが、原油価格高騰等の影響を受け、管理、運営に支障を来している状況の中で入館者へのサービスを維持する必要があることから、森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館の入浴料の値上げについて本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容につきましては、森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例第14条第1項では、利用料金の額は指定管理者が別表に定める使用料の金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする規定されております。そのため、現行の料金区分に応じて令和5年12月より改正案の金額の範囲内において指定管理者が温泉利用者より利用料金を収受するものでございます。

施行期日につきましては、町内利用者への周知期間を考慮し、令和5年12月1日からいたします。

以上、説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑のある方、ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長（木村俊広君） 日程第5、議案第2号 町長等の給与の特例に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第2号 町長等の給与の特例に関する条例制定についてご説明申し上げます。

裏面を御覧願います。本案は国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金、土地改良施設使用料及び下水道受益者負担金の不適切な事務処理について町政は継続しているという考えに基づき、町長及び副町長の給料を令和5年11月1日から令和6年10月18日までの間、それぞれ10分の1を減額しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑のある方。

○5番（山田 誠君） 町長に伺いますけれども、町では歴代の町政執行者からの聞き取りによる全容の把握ができなかったということで、確認の意味でございますけれども、なぜそうだったのか確認したいと思います。それから、もう一つは訴訟を起こすべき顧問弁護士さん、それから北海道の町村会の顧問弁護士の代表を務める法律事務所でも相談した結果、顧問弁護士と同じく法的に賠償責任を請求するのが困難であるということ。それから、3年の消滅時効が完成しているとの判断で、歴代の町政執行者の責任を追及することは困難であると判断したというふうになってございます。それで、関係職員からの聞き取りの結果、歴代の町政執行者の責任を追及することは困難であるということで判断したと、これで間違いはないかどうか確認したい。

それから、責任の所在等については、債権の回収機会を確保するために必要な指示を出さず、これは歴代の町政執行者でございますけれども、黙認してきたことは事実である、その責任は大きいということでございますけれども、そのとおりでよろしいですね。

それから、このような格好で歴代の町政執行者の責任を追及するということは、いろいろ含めて困難であるというようなことでございます。それで、町長は土地改良事業の受益者負担金約1億3,900万、それから土地改良施設使用料1,694万6,000円、また公共下水道受益者負担金4,921万5,000円の多額な不納欠損額は不適切な事務処理によって計画的に残された受益者、または町民の皆様方に多大な迷惑をかけた、損害を与えたということを深くおわびしたいということで、今回町長、副町長10%の減額を決断したということでご理解してよろしいですね。その辺を入れてお答えを願いたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

山田議員ご指摘のとおり、今お話いただきました理事者の聞き取り、弁護士の見解、そして歴代の町政執行者の責任、そして現職当代としての私の、町長の責任の取り方として今回上程させていただきました給与減額案、そういったことは議員ご指摘のとおりでございます。

ただ1点、前任理事者からの聞き取りがなぜなされなかったのかという点につきましては、私どもも対象の当人からなぜそのような状況なのかということは、現実的に聞き取りはできておりませんので、その理由に関しては私たちは承知するところではございませんが、数回にわたり事情聴取の願いをしたところではございますが、引き受けていただけなかったというところは事実としてございます。いずれにいたしましても、今回の給与減額案というところで上程させていただきましたけれども、改めまして再発防止等々はこの間私が町長に就任してから関係する担当課、関係しないにしろ今後同じような債権を持っている担当課とも情報共有、知識、研さん、そしてそういったものを高めるための勉強等々をしっかりと行うように指示もし、現在まで至っているところでございます。町民の皆様には改めてご理解いただけますようお願い申し上げますとともに、改めて私のほうから

もおわび申し上げまして答弁とさせていただきます。

以上です。

○6番（野口周治君） 調査の経緯と責任についてどう閉じようとしているかということは今確認されたので、分かりました。

私は、その考え方についてお尋ねをします。今後職員の例えば任務、やるべきことをやらなかった、あるいは違法な処理を行ったと。これに対する処分は原則としてしないということを決められたのか、そうではなくて今回がたまたまそれはできない事情があったということなのか、どちらか。これを機会に間違っただけを正すようなメカニズムがきちんと働くか。指導しているということとは違うのです。誤りを犯したときにはきちんとその処分までしますか、今後はどう考えますかという原則中の原則の部分についてお尋ねします。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

野口議員おっしゃるとおり、しかるべき処分というものは当然法令違反ですとか、損害を与えてしまった、そういったものについてはしっかりと処分はしなければならないという認識は就任当時から変わっておりません。しかしながら、今回の件に関しましては、もう数十年にわたる過去からの事案でもございますし、様々な担当課との、現職の担当課だけの問題ではありませんで、過去からの様々な積み上げですとか、様々な事情の中でこれが引き継がれてきたという経緯もございます。今回の件につきましては、本当に総合的に今後職員が様々な事務を行う上で判断を間違わないように理事者との情報共有もししっかりと行うという状況を整備させていただいた上での今後と考えております。そういった点も含めまして、今回は処分するのが適当ではないと私が判断し、今回に至っております点はご理解いただければと思います。

以上です。

○6番（野口周治君） それでは、原則としての考え方は伺いました。では、ちょっと具体的にお尋ねをしますけれども、似た事例がほかにもあったとしてもそのことではないということでお聞きをいただきたいのですが、例えば道から、国から補助金の通知が来ました。この処理を正しく行わずに町民の方が応募するチャンスを失いました。だけれども、その町民の方に補填をします、町として何とかしましよと申し出たけれども、それは要らないと、今回は許してあげると言われた。つまり町に損害は発生していない場合、ただし職員の任務懈怠によって住民に損害を与えた。私は、こういう場合であってもそれは大変なことですから、きちんと処分すべきだと考えます。

同じように2つ目、違法に積み上げた残土の処分場があります。もう30年間積み立てています。住民は大変心配に思っています。あるとき豪雨が来て、崩れて死亡者が出ました。今担当している人たちは、自分たちが始めたものでは確かにないのです。だけれども、死人まで出るような事態を引き起こしてしまった。私はこれは、こういう場合はやはり現在の管理している責任というのはそれぞれの担当部門にあるという立てつけでやらなけれ

ば、私が始めたのではないということで終わってしまう。それはまずい、やはり処分すべきだと考えます。

今2つ申し上げました。もう一つだけ。明らかに異常な設備があります。担当している人は、これはおかしいねと思っていましたと。そのうちにその異常がもとで巻き込まれて死亡者が出ましたということが現実的に世の中にあります。本来なら、異常があるときにはちゃんと報告をなささいという指導をして、報告が上がるようなメカニズムを職場の中で、今町長やられていることと重なるのですが、つくっていく責任がそれぞれの立場の人にあるはずで。その報告を求める、あるいは報告を聞いて対応するというのをしなかった場合どうなるのか。私は、これも死亡騒ぎまで起こしたのであれば、その異常の報告はちゃんとしなささいができていなかったという責任があると考えのですが、どれがどうという細かい議論はいいです。そういった、要は自分が始めたものではないけれども、現実には被害が生まれた。被害、損害はいいよ、許してくれると言ったけれども、正しく仕事をしなかった結果だ。それから、報告をしなかったために損害、あるいは人的な被害を生んでしまった。そういう場合はどうか、こういうことについてどうお考えになるか。枠組みは変えていただいて結構です。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

前提に、お聞きしたいことという点では理解はするのですけれども、まず仮定を前提としてお答えするというのは非常に難しいと考えますし、今現時点で答えられるべきものはないのかなというふうに私のほうは考えます。

しかしながら、過去私が就任してから今一例で野口議員おっしゃいましたが、補助金の例、手続きがちょっと被って町民の方が損害というか、補助金を得る機会を失ったという似たような事例があったのですけれども、その際は担当課長をはじめ関わった職員を処分するという判断に至って処分案は上程させていただきました。仮定の話では答えられないのですけれども、その都度状況を見て処分案を審査委員会にかけて、答申を受け、最終決定という流れになりますけれども、その都度判断はしていきたいというふうに考えておりますし、前提として議会との情報共有、情報公開という意味でもしっかりその辺は情報共有はさせていただきたいと思えます。

以上です。

○6番（野口周治君） 短く。仮定には答えられない、そのとおりだと思います。原則的で大変結構な答弁ですが、そういうケースと今回のその違いがどこにあるのか、これを町民が一番知りたいのだと。普通に考えたら処分すべきだろうと。議会だって責任あるのだから、議員だって報酬返上したらどうだ、こういう声がたくさんあります。そういう中で、私たちも含めてもうこの事態について一つの結論を出そうというのが今日の議論ですから、そういう一般的なことと今回の違いはどこにあるのか。それと、債権保全とか財産の保全だけではなくてやるべき仕事、町民の権利を行使する機会を失わせたということ、これ財産上の問題だけではないのですが、そういう全体についての再発防止という

ことで取り組まれているのかどうかということをお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

まず、再発防止に関しましては、この間しっかりと取り組んできておりますし、債権管理、そして収納体制に関しまして、収納体制といいますか、そういった方々との折衝、そういったことも債権を持っている各担当課ごとにとしっかりと強化はしております。

野口議員のおっしゃる仮定の話と今回のこの件の違いというところがございますが、これはやはり当然政治的な判断というところも非常に大きいのかなと思いますし、その判断によるご批判ですとか、そういったものは判断した私がそれは受け入れるべきものだなと思います。

完全な答えといいますか、完璧なもの、処分案といいますか、過去のこの事例に対して対応方法というものは非常に難しいというのも現実でございます。総合的という言葉が適しているかどうかはちょっとあれなのですけれども、今後の職員のそういった業務に携わること、そして処分というものはやはり自分に責任があつて処分される、職員にとっての、現実はその原因をつくった職員ではありませんので、現職の職員、そういった点も関係ないという話ではございませんが、町民の皆様からはある一定のご批判も受けるのは覚悟しての今回の判断でございます。そういった点ご理解いただきまして、違いというものもなかなか説明しづらいところではございますが、長年にわたるこの受益者負担金の話、今回過去からの清算という意味以上に今後どうしていくべきか、これを再発しないためにはどうすればいいか、体制の強化、そして職員との情報共有、そういったものを総合的に判断しての案であるというところでご理解いただければなと思います。

以上です。

○2番（河野文彦君） 私は以前にもこの場で紹介、お話しさせてもらったことあるのですけれども、現に職員の方で、この担当してきた方でこれだけ町民の方に迷惑をおかけして、心配をおかけして、担当している者として大変申し訳ないと。処分ももちろん妥当だと思ふし、処分されるのであれば甘んじて受けますというようなお話をされていたということを紹介したの覚えていますか。僕今の先ほどの町長の話ずっと聞いていると、そういう職員の気持ちを台なしにしているなど、大変情けないなと思っているのです。ですから、僕はその職員を今後どうするかという話と、今ここ、今日出された町長の、副町長の減額案というのはまたちょっと話は別だと思ふので、そこは一緒にしたくない部分はあるのですけれども、町長、例えば先ほど今の職員は直接の原因をつくったわけではないと、だから処分しないというふうに僕聞こえたのですけれども、今の職員だって担当している年数はちゃんと原因つくっているのです。そこを履き違えては大変なことになるのかなと思うのです。ですから、その辺、今日の減額案と職員の方々に対しての部分というのは分けて考えてほしいというのは、皆さんにもちょっと頭に置いてほしいなと思うのですけれども、改めてその辺どういうふうにお考えか。

逆に言うと、僕これで幕引きはしてほしくないと思うのです。スタートだと思っている

のです。その辺を町長はどういうふうにお考えか、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり幕引きですとか、これで終わりとか、そういったことは一切考えておりません。当然これからも様々な似たようなといいますか、債権管理という面ではこれは納税する方々の意識の問題との関わり合いも非常に高くあると思います。そういった面では事務方だけのそういった体制、そして仕事だけではなかなか町全体としての納税意識の向上等々も含めてこれは高まりを目指すというところでは非常に難しいと思います。そういった面で私先ほど直接関わってはいないというような発言もしましたけれども、それは今後体制を強化するという意味では、職員全員関わっていかなければならないこととございますし、だからといって過去からのそういった積み上げが正しかったというふうにも当然思っておりませんし、その辺は職員とも私が町長就任してからの数年間常にお互い確認し合ってきているところとございます。

改めて申し上げさせていただきますけれども、当然これからは本当にスタートであるし、これから様々な点で町民の皆様、議員の皆様にも債権管理を含め、この行政の仕事というものをどういうふうにしていくかということとはしっかりとお示ししていかなければならないと、そのように心構えは持っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 今町長がおっしゃられたとか、河野議員がおっしゃられたことあるのですが、令和4年の8月会議で尾白内の残置物、そのときは町長1人の減額案が提出されましたが、それでは済まされないのではないかと、経緯と問題点、責任の所在などと、あと再発防止策を明らかにする必要があるとして、出席議員全員がこの案に反対したという経緯があります。そこからここまで具体的な再発防止策とかが出されていないのではないかなと私は思うのです。

そこで、これからだという話がありましたので、この前回の話も私はこれが続いているのではないかなと思ひまして、町長のこれからのお考えになる再発防止策、全く同じことが言われているのです。担当課に指示を出しとか、話しやすい体制とか、情報共有していくということは分かるのですけれども、これから何か具体的な再発防止策とかのお考えはあるのかということと、先ほどの話にも、皆さんの話とかぶるところもあるかと思いますが、納税している方の公平さとか、あと職員の責任の取り方の公平さ、そういうところは町長はどのようにお考えになっているのか、いま一度お聞かせください。

○議長（木村俊広君） 斉藤議員、前段で尾白内の件に触れていますけれども、これ本案と関係ない件なので、それ以外の部分で町長、答えられれば。

○町長（岡嶋康輔君） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

具体的な再発防止というところで、今回の本件に関わって少し答弁させていただきます。これも繰り返し様々な会議、説明の機会でお話しさせていただいている内容ではあるのですけれども、基本的には私が町長に就任する前と後でのその違いというか、私が町長に就

任してこのような問題がなぜ起きたのかというところをまず根本的に分析して何が足りないのかな。その一番がやはり下から上に課題が上がってきづらいというか、企業風土といえますか、そういったものがまずありました。その中で1番目に始めさせていただきましたのが懸案事項ヒアリングというものでございまして、当初は1年に1回各担当課が抱える課題解決になかなか向かわない、もしくは今後重要などいいますか、重篤な課題に変化しそうな問題、そういった抱えているものを理事者、私、副町長、各関係課の担当課を含めみんなですべて共有する、そういう体制を取っております。その中で必要な予算措置、優先事項、そういったものを判断しながら担当課だけのレベルでは解決できない、町長レベルといえますか、政治判断レベルまで必要な物事等中にはあつたりもします。今回のような件。そういったものも総合的に含めて判断して、理事者の責任で処理を行っていくという流れが一番の再発防止策になるのかなと私は考えております。今後も、先ほどの答弁でも話しさせていただきましたけれども、様々な課題、そして課題になりそうな懸案事項、そういったものは行政は特に発生してまいりますので、その辺はしっかりと情報共有をして、担当課だけで抱え込まないような、当たり前のことではあるのですけれども、そういった体制を組んで、時には議員の皆様にも情報共有、相談させていただきながらしっかりと行政運営を図っていきたく、そのように考えております。

そして、職員の処分に対する責任の公平さというお話があつたのですけれども、当然どういったことを意図してご質問されたのかは次の質問でさせていただければいいのかなと思うのですけれども、処分に対する不平というか、その不公平さというか、不服というものがあつたのであれば、それをしっかりと聞き取る機関といえますか、そういった仕組みもございまして、その辺は私が今この段階で積極的にそれを活用してくれという話はするものではないとは思いますが、そういった機能、機構もございまして、その辺をご説明させていただきまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○7番（斉藤優香君） もうないとは思いますが、以前の町長時代のものが何かこれから先出てきても職員の処罰はないということなのか、それともその案件によってはそういうこともあり得るということなのかというところをちょっとお聞きしたかったなと思しました。

それと、やはり納税する方の責任ということもこれからは考えていかなければならないのではないかなと思いますので、その辺りも何か対策を取れることがあればと思いますが、町長のもう一度お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほど同僚議員の方への答弁でもお話しさせていただきましたとおり、今後そういった処分が必要な事案かどうかというものは発生して判断するということなのかなと思います。現時点で具体的にあるのか、ないのかというところを今お話しするようなことも当然ございませぬし、この段階では別にそういった特段何かご報告するような案件はございま

せん。そして、また納税者の方々の意識醸成といいますか、そういった点に関しましては当然これも当たり前のことなのですけれども、納税は必ずしていただかなければならないですし、滞納というものが当たり前であるような考えとか、雰囲気というか、そういったものは、これはゼロにしていかなければならないなと思っておりますし、担当課と共にその辺はしっかりと強化して挑んでいきたいなと思っております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第3号

○議長（木村俊広君） 日程第6、議案第3号 令和5年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度森町一般会計補正予算の第7回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,427万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ122億1,103万9,000円にしようとするものです。

第2条の繰越明許費の補正は、第2表に記載のとおりでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入ですが、款11地方交付税の2,851万5,000円は、補正財源として計上しようとするものです。

款18寄附金は、ふるさと納税の今後の収入を見込み5億円を増額しようとするものです。

款19繰入金は、ふるさと応援基金からの繰入金を増額計上するものです。

款20繰越金の1,498万5,000円は、補正財源として計上するものです。

款21諸収入の1億円は、全国学校給食ホタテ提供事業に係る補助金を計上するものです。

次に、8ページからの歳出についてご説明します。款2総務費の350万円は、法人町民税の確定申告に伴う還付が例年よりも大幅に増えており、町税等過誤納還付金に予算不足が見込まれるため、増額補正するものです。

款6農林水産業費の4,000万円は、掛漕揚水機場のエンジンが老朽化による故障で停止し、来春からの耕作に影響を及ぼすため早急に代替措置を行おうとするものです。資料ナンバー2を提出しておりますので、ご参照願います。

款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費、節10需用費の消耗品費は、2万人まつり提供用ホタテ及びPR用ホタテの購入費として。賄い材料費は、森町学校給食のホタテ購入費としてそれぞれ計上するものです。節11役務費、節12委託料の合計1億39万4,000円は、東京電力福島第一原発の処理水排出に伴い、中国が日本産の水産物の輸入を全面的に停止したことを受け、国の多核種除去設備等処理水風評影響対策事業補助金を活用し、町内で生産、加工しているホタテを町が買い取り、全国の学校給食に無償提供することで、生産するホタテの多くを中国に輸出していた町内水産加工会社の支援を行うことと、森町のホタテの魅力を全国各地に伝える全国学校給食ホタテ提供事業に係る費用を計上するものです。本事業では、120自治体51万8,333食分のホタテを11月から2月の期間で各自治体の給食センターが希望した日に提供する予定であります。実施方法としましては、森水産加工業協同組合と物産館運営振興会に委託し、ホタテの発注、発送の振り分け、発送伝票の発行などを行ってまいらおうとするものです。資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。

目3ふるさと応援対策費の節7報償費から節24積立金までの総額5億円は、ふるさと納税の今後の収入を見込み計上するものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木村俊広君） これから質疑を行います。質疑のある方。

○13番（松田兼宗君） 8ページ、9ページの農林水産業費のところの駒ヶ岳ダム管理費のところなのですが、これ繰越明許費で次年度にかけての工事をやるのだという認識、説明資料を読むとそういうふうを読むのですが、これ本工事ではなく仮設工事とわざわざ太字で書いています。さらに、来春から耕作に影響を及ぼすからという形でやっているにもかかわらず、年度内に終わらないということ自体が影響を及ぼすのではないかなと思うのですが、この辺どういうふうなお考えでこの4,000万計上しているのか。さらに、仮設工事ですから、当然次年度以降本工事というのがあるのだと思うのですが、その辺の考え方というか、予算的な部分でどの程度を見込んでいるのかお聞きします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、工期につきましては繰越明許費というご質問ですので、来年、令和6年の5月末ぐらいをめどに工期の設定をして、実際に仮設工事を行って令和6年4月の中旬をめどに用水業務ができるように対応したいというふうに考えております。これ仮設工事になるのですけれども、実際の本工事につきましては別の国、道の補助金をいただくようなメニューありますので、そちらの事業メニューの検討を行って、今エンジンが実際故障しているのですけれども、そのエンジン本体と基盤そのもの全体を工事できるのかどうかという辺りも含めちょっと検討して、場合によってはそれをさらに細分化して工事の発注を行うと

というようなことも検討しながら後の工事のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） そうすると、全体的にまだ分からないということの理解でいいですよ。いろんな形の補助金を持ってきながらやってきたのだという考えだというふうには理解しましたから。

それで、この場所の掛漕揚水機場の面積というか、これ全体的な対象からすると何%なのか。さらに、この地区の、7戸53筆と書いているのだけれども、この地域というのは私の認識では遊休地が多い場所なのではないかなと思っているわけです。それで、本当に春の耕作に影響を及ぼす場所なのかなと疑問に思ったりもするところなのですが、その辺も含めてちょっとお聞きします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、実際に今こちらの資料にも書いていますけれども、受益面積73.8ヘクタールというふうに記載がございます。これは、事業自体1,156ヘクタールの面積のうちこの73.8ヘクタールということですので、それから率は割り出していただければなというふうに考えてございます。

それから、遊休農地この辺多いのではないかというご質問でありますけれども、この実際73.8ヘクタールにつきましては、造成をした町有農地でございますので、ここについては遊休農地はございませんので、そこはご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○2番（河野文彦君） 同じく揚水機のことなのですけれども、今回この4,000万円の中でたしか電動機、モーターを仮設で設置して発電機で回してというような、以前説明聞いていたのですけれども、これ実際水を上げるポンプ自体は今までの既設のものが使えるのか、この4,000万の中にポンプも改めて更新するというような計画なのか。

あと、この面積で多分来年の夏場になると思うのですけれども、ピーク時に1日当たり何トンのポンプアップをしなければならないのか、その辺をちょっと確認させてください。

○議長（木村俊広君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

○議長（木村俊広君） 引き続き会議を再開します。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

ポンプにつきましては、既設のものをオーバーホールをして使うというような流れになるかと思えます。それから、ピーク時の水のボリュームであります。貯水池自体は一応1,200トンほどの貯水池になりますので、1日にそのピーク時でいきますと大体その日量4

分の1は使うということになりますので、300トンほど1日に使うというような計算になるかなと思います。

以上です。

○7番（斉藤優香君） 給食ホタテのことについてちょっとお伺いします。

とても全国から応募していただいて、あっという間に上限に達したということによかったなと思うのですが、この事業としてホタテは送料としてどれぐらいになったのかということと、あと今後のPRも兼ねて送るときに何かされるということはあるのかということをお聞きします。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

送料につきましては、給食センターの配送分の490か所を予定しております。配送につきまして、ホタテと一緒に応援のお礼のメッセージ等も入れながらやっていきたいと思いません。

以上です。

○議長（木村俊広君） 送料という部分ですね。1億の中でどれぐらいの規模になるかという、そういうことでいいですか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

398万4,000円、32トン分を予定しております。

以上です。

○議長（木村俊広君） あと、お礼のほかにPR的なものも何か予定しているのかという話もあったと思うのだけれども、その辺は誰か答えますか、ない。

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時48分

○議長（木村俊広君） 引き続き会議を再開します。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

学校関係につきましては、お礼のメッセージを考えております。まず、この事業が報道されましてから、全国各地から応援のメッセージや直接購入したいという声が寄せられております。まず、ふるさと納税も活用しながら今後もホタテの応援をしていきたいと思っております。

以上です。

○13番（松田兼宗君） ちょっと確認なのですが、送料代が32トンという言い方しているのですが、そのトン数というのは森町でホタテの生産量からいうと何%になるのか。さらに、森地区と砂原地区に、2つの団体に分けるのだけれども、分けて処理してもらうという話なのだけれども、その割合というのは分かっているのですか。どの程度に割り振りを

するとか。

それともう一点、当然森町で最初にやったこういう事業、話を立ち上げた形になっているのだけれども、ほかの自治体も同様な動きがあるのかなとは思っているのですが、そういうのというのは把握しているのでしょうか。その辺お願いします。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

まず、ホタテの買い付け量につきましては、令和4年度の実績なのですが、地元から買い付けたホタテの量が1万1,600トン、オホーツク等の町外から買い付けしたホタテが1万9,200トンでございます。今回学校給食で使われるホタテ、玉冷なのですがけれども、32トンを用意しております。

また、今回参加する加工業者の件なのですが、事前に事業の参加意向調査をしております。森地区4社、砂原地区4社の申込みがありまして、均等に振り分けを考えております。また、この事業ですが、当該事業の交付の決定といいますか、水産物安定供給推進機構のホームページから見ますと、もう3件が学校給食型という補助を受けております。

以上です。

○議長（木村俊広君） ほかにございますか。ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（木村俊広君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎休会の宣告

○議長（木村俊広君） これをもちまして令和5年第2回森町議会10月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、令和5年第2回森町議会10月会議を終了します。

お疲れさまでした。

休会 午前10時52分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

令和5年10月27日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員